

足立区長定例記者会見

平成23年2月14日(月) 午後2時00分～
足立区役所 南館8階 特別応接室

《 次 第 》

- 1 特別養護老人ホーム待機者の解消を目指して
介護施設の整備を進めます 1
- 2 森のある風景を次世代に
屋敷林を特別緑地保全地区に指定していきます 2
- 3 そ の 他
- 4 質 疑

【担当】政策経営部 報道広報課 03(3880)5816

「美しいまち」は「安全なまち」
ビューティフル・ウィンドウズ運動展開中 足立区  



足立区

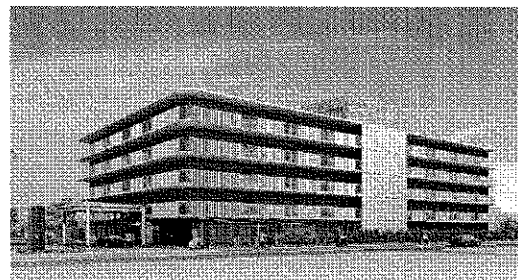
定例記者会見資料
平成23年2月14日
福祉部高齢サービス課
根本課長(3880)5498

特別養護老人ホーム待機者の解消を目指して 介護施設の整備を進めます

足立区は、特別養護老人ホームの待機者解消に向けて施設整備を進めていきます。特別養護老人ホーム等の整備を積極的に誘導するため、民有地のほか、都営住宅などの公的住宅の建替えや区有地の活用など、あらゆる機会を捉えて検討していきます。

1 整備目標数

特別養護老人ホーム 1,000床
介護老人保健施設 500床



◆特別養護老人ホーム
(仮称)ル・ソリアカ西新井 H23.4 開設予定

2 整備期間

平成24年度から平成26年度
(第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間)

3 基金

特別養護老人ホーム等の整備費の補助を行うため、平成22年度3月補正予算で地域福祉振興基金に10億円を積み増します。

4 現状

(1)特別養護老人ホーム

平成23年3月31日現在 16か所 定員 1,589人
平成23年4月1日開設予定 1か所 定員 150人

※待機者数 平成22年12月6日現在 3,877人
そのうち特に緊急度が高い方 1,210人

(2)介護老人保健施設(区整備費助成なし)

平成23年3月31日現在 9か所 定員 974人
平成24年2月1日開設予定 1か所 定員 218人

【問合せ先】 高齢サービス課長 根本 明
電話(3880)5498

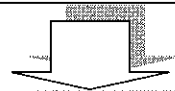
森のある風景を次世代に 屋敷林を特別緑地保全地区に指定していきます

屋敷林や生垣などの民間の緑、公園・学校など公共の緑を創り、守り、育むための取り組みを進め、そのための財源として緑の基金に10億円を積み増します。

- ・ 区独自の保存樹木や保存樹林の制度により所有者や管理者を支援し、残す取り組みを実施



- ・ 新たに緑を増やすことや既存の大木を守ることが困難
- ・ 高齢化による維持管理の困難さや苦情・相続等により大木樹林が減少
- ・ 民有地の樹林は開発等により喪失が続いている

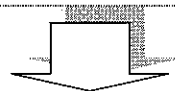


これまでの取り組みを引き続き推進し、さらに
「特別緑地保全地区の指定」「管理協定締結」に取り組みます。

- 貴重な樹林を守るため、外部委員を含めて指定要件や箇所を定め、都市緑地法による特別緑地保全地区の指定を進めていきます。

【指定要件の考え方(案)】

- ① 保存樹林の指定を受けていること。
- ② 樹林面積が1500㎡以上あること。
- ③ 樹木被覆率65%以上であること。
- ④ 区の保存樹木に相当する直径50cm以上の樹木が5本以上あること。



所有者の管理が困難な場合

- 区が所有者と管理協定を結び、樹林の永続的な確保と区民への開放による活用を行います。

※ 特別緑地保全地区は、建築行為などの一定の行為に制限をかけることにより、緑地等の保全を図り、都市における良好な自然環境を維持する国の制度です。

※ 区内の個人所有樹林が特別緑地保全地区に指定された場合、練馬区早宮けやき緑地に続き23区で2例目、管理協定の締結は23区初となる予定。

【問合せ先】都市建設部みどりと公園推進室長付みどり推進課長 長島 章
電話(3880)5422



足立区のみどりを守る仕組み



民有樹林・樹木

- ・所有者が緑を守る意思がある
- ・基準以上の寸法がある（直径50cm以上、高さ10m以上）

YES

NO

229箇所
個人143、社寺81、区5

保存樹木指定

現在586本指定

- ・補助金
- ・剪定費（半額助成）
- ・健全育成（区が実施）
- ・緑化保険
- ・落ち葉収集
- ・雨樋清掃、カバー設置



相続等による
開発の危機

- 区と協議
- ・開発指導基準
- ・緑化計画書

開発

- ・所有者が緑を守る意思がある
- ・基準以上の面積がある（樹木の一集団が占める土地面積300㎡以上）

保存樹林指定

現在15箇所 30,609㎡

- ・補助金
- ・剪定費（半額助成）
- ・健全育成（区が実施）
- ・緑化保険
- ・落ち葉収集
- ・雨樋清掃、カバー設置



相続等による
開発の危機

- 区と協議
- ・開発指導基準
- ・緑化計画書

開発

個人 5箇所 6,548㎡
社寺 10箇所 24,061㎡
(神社 8箇所 19,657㎡、寺 2箇所 4,404㎡)

新たな 取り組み

- ・樹林面積1500㎡以上、樹木被覆率65%、大径木が多数
- ・次代も引き継いでいく意思がある。

特別緑地保全地区指定

- 都市計画決定し、開発は許可制
- ・固定資産税等50%評価減
- ・相続税80%評価減

区と管理協定締結

- ・固定資産税等100%減免
- ・相続税さらに20%評価減

市民緑地制度（いこいの森）

- 区が借地して区民へ開放
- ・固定資産税等100%減免
- ・相続税20%評価減（20年以上借地の場合）

相続等による
開発の危機

開発許可申請

許可

開発

不許可

区で買収